

離職者等再就職訓練委託業務プロポーザル審査要領

離職者等再就職訓練委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる者

審査は、次の各号をすべて満たす者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和8年度離職者等再就職訓練委託業務(第1回)プロポーザル募集要領」(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、適正に書類を作成し、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

審査項目と審査項目ごとの配点は、別紙1及び2に定める審査基準のとおりです。審査は【訓練内容】と【訓練環境】の分野で行います。審査委員会での審査は【訓練内容】のみで、【訓練環境】については、あらかじめ事務局で審査し、審査結果を審査委員会に提出します。

3 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書に対して、訓練内容についての審査をします。
- (2) 各審査委員が審査した訓練内容点と、訓練環境点により、候補者と次点者を決定します。
- (3) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。経費見積においても差がない場合は、訓練内容点の高い者を候補者とします。
- (4) 上記(2)、(3)にかかわらず、総合得点が280点未満の場合は、候補者又は次点者として選定しません。